## 令和7年カムチャツカ半島付近の地震に伴う津波及び 台風第15号等により住家に被害を受けた 東京土建国保被保険者のみなさまへ ~申請により国保保険料が免除されます~

## <対象者と申請期限>

災害救助法が適用された時点で当該適用市区町村に住所を有し、住家に半壊以上(床上浸水)の被害を受けた組合員

対象地域	災害名	災害救助法適用日	申請期限
静岡県 伊東市	令和7年カムチャツカ半島 付近の地震に伴う津波	2025年7月30日	2026年1月31日
	令和7年台風第15号等	2025年9月5日	2026年3月31日

## <申請方法>

「国民健康保険料免除申請書」(所属支部にあります)に必要事項を記入し、市区町村から交付された「罹災証明書」を添付して、ご所属の支部までご提出ください。

## <免除期間>

住家の被害の程度			
被害の程度	損害割合	免除期間	
	※( )内は水害による判定		
全壊	50%以上	災害救助法適用月から3カ月	
	(住家流失又は床上 1.8m 以上の浸水)		
大規模半壊	40%以上 50%未満	災害救助法適用月から2カ月	
	(床上 1m 以上 1.8m 未満の浸水)		
半壊	20%以上 40%未満	災害救助法適用月から1カ月	
	(床上 1m 未満の浸水)		

<sup>※</sup>被害程度が一部損壊の場合は免除の対象になりません。

<国保保険料免除についてのお問い合わせ先> ご所属の支部 または 東京土建国保組合資格課(03-5348-2988)